

保税蔵置場許可期間の更新書

平成30年5月11日

福岡倉庫株式会社
代表取締役社長 富永 太郎 殿

門司税関長 郡山 清武



平成30年3月27日申請に係る保税蔵置場許可期間の更新申請については、関税法第42条の規定により、下記のとおり更新したので通知する。

記

保税蔵置場の名称	福岡倉庫株式会社那の津
所在地	福岡県福岡市中央区那の津2丁目7番1号
保税蔵置場の許可を受けた期間	自 平成24年6月1日 至 平成30年5月31日
更新した期間	自 平成30年6月1日 至 平成36年5月31日
更新に伴う条件	
1 蔵置貨物の種類を変更する必要がある場合には、あらかじめ税関長に届け出ること。	
2 保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には遅滞なく税関長に届け出ること。	
3 保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあつては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すること。	
4 関税法第43条第3号から第7号に該当することとなった場合には直ちに届け出ること。	
5 関税法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設については、当該保税蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ関税法第43条の3第1項による承認を受けなければならない。	
6 内部監査人による評価・監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すること。	
7 蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じること。	